

最高裁秘書第3229号

令和3年10月29日

林弘法律事務所

弁護士 山 中 理 司 様

最高裁判所事務総長 中 村

慎



苦情の申出に係る諮詢について（通知）

9月6日付けで最高裁判所が下記の司法行政文書を一部不開示としたことに対する苦情の申出について、本日、情報公開・個人情報保護審査委員会に諮詢しましたので、通知します。

記

開示の申出があった司法行政文書の名称等

高等裁判所単位の配置定員設定関係資料の作成方法が書いてある文書（最新版）

（担当）秘書課文書開示第二係 電話03（3264）5652

最高裁秘書第3417号

令和3年11月4日

山 中 理 司 様

情報公開・個人情報保護審査委員会

委員長 高 橋 滋

諮詢番号等について（通知）

司法行政文書の開示に係る苦情の申出について、諮詢を下記のとおり受けたので、
通知します。

記

1 苦情の申出に係る司法行政文書の名称等

高等裁判所単位の配置定員設定関係資料の作成方法が書いてある文書（最新版）

2 苦情の申出がされた日

令和3年9月29日

3 謝問番号等

(1) 謝問番号

令和3年度（最情）謝問第43号

(2) 謝問日

令和3年10月29日

（担当）秘書課文書開示第一係 電話03（3264）8330（直通）

最高裁秘書第3418号

令和3年11月4日

山中理司様

情報公開・個人情報保護審査委員会

委員長 高橋 滋

理由説明書の写しについて（送付）

下記の諮問について、最高裁判所から当委員会に提出された理由説明書の写しを
別添のとおり送付します。

記

諮問番号 令和3年度（最情） 諮問第43号

（担当）秘書課文書開示第一係 電話03（3264）8330（直通）

令和3年10月29日

情報公開・個人情報保護審査委員会 御中

最高裁判所事務総長 中 村

慎



理由説明書

苦情申出人は、最高裁判所がした一部不開示の判断に対し、本件対象文書の不開示部分が行政機関情報公開法（以下「法」という。）第5条第5号及び第6号に定める不開示情報に相当するかどうか不明である旨主張しているが、下記のとおり当該判断は相当であると考える。

記

1 開示申出の内容

高等裁判所単位の配置定員設定関係資料の作成方法が書いてある文書（最新版）

2 原判断機関としての最高裁判所の判断内容

最高裁判所は、1の開示の申出に対し、9月6日付けで一部不開示の判断（以下「原判断」という。）を行った。

3 最高裁判所の考え方及びその理由

(1) 本件対象文書の不開示部分は、裁判所内部における検討に関する情報である高等裁判所事務局長に対する聴取事項等であり、定員設定において考慮している項目や観点が含まれていることから、その性質上秘密性が高く、これらが公になることにより、職員との信頼関係を損ねたり、また、外部からの圧力を受けたりするなど、率直な意見の交換又は意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある。

したがって、当該不開示部分に記載された情報は、法第5条第5号に規定する不開示情報に相当する。

(2) また、当該不開示部分が公になれば、職員との信頼関係を損ねたり、外部からの圧力を受けたりするなど、定員設定に関する正確な実情把握が困難となるなど、定員事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある。

したがって、当該不開示部分に記載された情報は、法第5条第6号に規定する不開示情報に相当する。

(3) よって、原判断は相当である。